

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	日野市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hino.lg.jp/index.cfm/196,0,348,2134,html

執行機関名 日野市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学が困難と認められる児童及び生徒の就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		日野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 第5の項 就学が困難と認められる児童及び生徒の就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成26年法律第69号)第1条	日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等に寄与</u> することを目的とする。	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる学齢児童及び学齢生徒の <u>保護者</u> に対して、必要な扶助を行うことにより、小学校及び中学校における義務教育の <u>円滑な実施</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱 日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費取扱要領